

売 買 契 約 書

京都府を甲とし、【採用決定後記載】を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり売買契約を締結する。

(契約要領)

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

(1) 品 名 等

不用公用車等の引取・解体・破砕処理により生ずる物品

(2) 数 量

不用公用車 42 両 (別紙「不用公用車一覧」のとおり)

(3) 契約金額

金【採用決定後記入】円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金【採用決定後記入】円

(4) 履行期限

令和7年2月28日(金)までに引き渡しを完了し、令和7年3月14日(金)までに解体及び破砕処理を完了させるものとする。

(5) 履行場所

京都府小畑川車庫【京都市西京区大原野上里南ノ町560-1】

(6) 契約保証金

免除とする

(7) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率

3%

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(下請等)

第3条 乙は、この契約について第三者に委任又は請け負わせてはならない。

(危険負担)

第4条 この契約履行に際し発生する一切の損害は乙の負担とする。ただし、天災、その他不可抗力による場合及び甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(代金の納付)

第5条 甲は、乙に対して、納入通知書により納入の通知を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による納入の通知後15日以内に契約代金を納付しなければならない。

3 乙は、前項の期間内に契約代金を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年3パーセントを乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(物品の引渡し)

第6条 乙は、甲の指定する日に職員立ち会いのうえ、引き取りを行い、速やかに引取証明書を提出するものとする。

(解体報告)

第7条 乙は、甲から引取りを行った車両を甲の指定する日までに解体した後、甲に解体証明書を提出するものとする。

ただし、解体証明書については、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業・環境省令第7号)の規定により情報管理センターが定める電子マニフェストシステムの移動報告状況確認の画面を印刷したものによって代えることができる。

(履行日の延期)

第8条 甲は、正当なる事由による場合は、乙と協議のうえ、別に履行日を指定することができる。

2 乙は、契約履行に際し、天災、その他不可抗力による場合等その責めに帰することができない事由により履行期日に履行できないときは、遅滞なく甲にその事由を届け出て甲と協議のうえ履行日を変更することができる。

(履行遅滞)

第9条 乙は、頭書の期間内に履行することができない場合において、甲は、期限を延期することができる。この場合、乙は甲に対して、売払代金に対し第1条第7号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延損害金の端数処理の計算方法については、第5条第4項の規定を準用する。ただし、前項の日数には検査に要した日数を算入しない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が頭書の期限内に完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を経過しても着手しないとき。
- (3) 正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、乙が第5条第2項の期間を経過しても契約金額を支払わないときは、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第10条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして、乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（次項の規定により第 2 号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第 10 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について、破産開始手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について、更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について、再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（損害賠償の予定）

第 12 条 乙は、第 10 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 7 項で規定する高価購入その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の

額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第 12 条の 2 第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第 12 条の 3 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(関係法令の遵守)

第 13 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号) その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 14 条 この契約に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 京都府
知 事 西 脇 隆 俊 

乙 住 所

氏 名 